

上山市議会会議録

第506回定例会

本会議最終日

(令和2年12月16日)

令和2年12月16日（水曜日） 午前10時 開議

議事日程第4号

令和2年12月16日（水曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第69号 上山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第72号 上山市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第74号 上山市西郷地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議第75号 上山市本庄地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議第76号 上山市東地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議第77号 上山市宮生地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第78号 上山市中川地区公民館及び中川農業者等トレーニングセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議第79号 上山市中山地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議第80号 上山市山元地区公民館、山元体育館及び山元運動広場の指定管理者の指定について
- 日程第10 請願第7号 消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出に関する件

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第11 議第70号 上山市工場立地法準則条例の制定について
- 日程第12 議第71号 上山市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第73号 上山市浄水センターの指定管理者の指定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第14 議第65号 令和2年度上山市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第15 議第66号 令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議第67号 令和2年度上山市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第68号 令和2年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）

（閉会中継続審査申出）

日程第18 請願第6号の継続審査の申し出について

(追加議案)

日程第19 議第83号 令和2年度上山市一般会計補正予算(第12号)

日程第20 議第84号 上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定の一部変更について

日程第21 議会案第6号 コロナ禍でのいわれのない誹謗中傷や差別をなくし、人権を守ることを目指す決議について

(閉 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員(15人)

1番	谷	江	正	照	議員	2番	石	山	正	明	議員	
3番	佐	藤	光	義	議員	4番	守	岡		等	議員	
5番	高	橋	要	市	議員	6番	棚	井	裕	一	議員	
7番	尾	形	み	ち	子	議員	8番	長	澤	長	右衛門	議員
9番	川	口		豊	議員	10番	中	川	と	み	子	議員
11番	神	保	光	一	議員	12番	枝	松	直	樹	議員	
13番	川	崎	朋	巳	議員	14番	高	橋	義	明	議員	
15番	大	沢	芳	朋	議員							

欠席議員(0人)

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛 市 長 山 本 幸 靖 副 市 長

尾形俊幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 局長	富士英樹	市政戦略課長
平吹義浩	財政課長	前田豊孝	税務課長
木村昌光	市民生活課長	鈴木直美	健康推進課長
鏡裕一	福祉課長	齋藤智子	子ども子育て課長
鈴木英夫	商工課長	佐藤毅	観光課長
漆山徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 局長	須貝信亮	建設課長
秋葉和浩	上下水道課長	武田浩	会計管理者 (兼)会計課長
佐藤浩章	消防長	古山茂満	教育委員 会長
土屋光博	教育委員 会長	遠藤靖	教育委員 会長
大澤泰雄	教育委員 会長	高橋秀典	教育委員 会長
板垣郁子	選挙管理委員 会長	花谷和男	スポーツ振興課長
大和啓	監査委員	舟越信弘	農業委員 会長
			監査委員 局長

事務局職員出席者

金沢直之	事務局 局長	鈴木淳一	副 主 幹
渡邊高範	主 査	齋藤理恵	主 任

開 議

〔川崎朋巳議会運営委員長 登壇〕

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第4号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長川崎朋巳議員。

○川崎朋巳議会運営委員長 おはようございます。

去る12月14日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第4号について協議いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告であります。総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ

議決することにいたしました。

次に、請願1件について、所管の常任委員長から閉会中の継続審査の申出があるため、これを議決することにいたしました。

最後に、追加議案であります。市長提案の議案2件及び議会案1件については、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することとし、その後、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます、以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

**日程第1 議第69号 上山市地域  
経済牽引事業の促進のた  
めの固定資産税の課税免  
除に関する条例の一部を  
改正する条例の制定につ  
いて外9件**

(総務文教常任委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第1、議第69号から日程第10、請願第7号までの計10件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長佐藤光義議員。

〔佐藤光義総務文教常任委員長 登壇〕

○佐藤光義総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案9件及び請願1件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第69号上山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、法改正に伴い条例で引用される省令名の一部である第25条を第26条に改めるもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号上山市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、公民館使用料等の改定を行うため提案されたものであります。

その内容は、施設利用者の利便性を向上させるため、第1条の公民館条例の一部改正においては、使用料の区分を、これまで午前、午後、夜間、全日としていたものを、1時間当たりの室料等に、1時間当たりの暖房の使用料、冷房の使用料を冷暖房使用料に、備付け以外の電気器具の使用料については表現を分かりやすく、それぞれ改めるものであります。

また、使用料については、集会室、講堂及び多目的ホールの使用料を、午前600円、午後

並びに夜間1,000円、全日の場合は2,500円としていたものを、1時間当たり200円に、集会室、講堂及び多目的ホールの暖房使用料400円、冷房使用料500円としていたものを、冷暖房使用料として400円と改めるものであります。

さらに、調理室の使用料については、午前500円、午後並びに夜間800円、全日の場合は2,000円としていたものを、1時間当たり160円とし、調理室の暖房使用料200円、冷房使用料500円としていたものを、冷暖房使用料として200円とするものであります。

このほか、その他の室の使用料については、1室当たり午前300円、午後並びに夜間500円、全日の場合は1,200円としていたものを、1時間当たり100円とし、暖房使用料200円、冷房使用料110円としていたものを、冷暖房使用料として200円とするものであります。

さらに、広場については、午前300円、午後並びに夜間500円、全日の場合は1,200円としていたものを、1時間当たり100円とするものであります。

このほか、使用時間について、1時間に満たない場合または使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間に繰り上げると定めるものであります。

第2条の上山市環翠亭設置条例の一部改正では、使用料を午前1,100円、午後1,200円、全日の場合は2,200円としていたものを、1時間当たり300円と改めるとともに、使用時間が1時間に満たない場合または使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間に繰り上げると定めるものであります。

第3条の春雨庵設置条例の一部改正では、使

用料をA棟茶室については午前9時から午後1時まで並びに午後1時から午後5時までの場合は800円、午後5時から午後9時までの場合は1,200円、B棟の茶室1については、午前9時から午後1時まで並びに午後1時から午後5時までの場合は1,200円、午後5時から午後9時までの場合は1,800円、茶室2については、午前9時から午後1時まで並びに午後1時から午後5時までの場合は800円、午後5時から午後9時までの場合は1,200円としていたものを、1時間当たりA棟茶室は200円に、B棟茶室1は300円に、茶室2は200円にそれぞれ改めるもので、令和3年4月1日から施行するとの説明であります。経過措置として上山市公民館条例別表、上山市環翠亭設置条例第4条及び春雨庵設置条例別表の規定は、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料についてはなお従前の例によるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号上山市西郷地区公民館の指定管理者の指定について、議第75号上山市本庄地区公民館の指定管理者の指定について、議第76号上山市東地区公民館の指定管理者の指定について、議第77号上山市宮生地区公民館の指定管理者の指定について、議第78号上山市中川地区公民館及び中川農業者等トレーニングセンターの指定管理者の指定について、議第79号上山市中山地区公民館の指定管理者の指定について、議第80号上山市山元地区公民館、山元体育館及び山元運動広場の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、上山市が設置する地区公民館等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244

条の2第6項の規定により提案されたものであります。

その内容は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、上山市西郷地区公民館の指定管理者に上山市西郷地区公民館運営協議会を、上山市本庄地区公民館の指定管理者に上山市本庄地区公民館運営協議会を、上山市東地区公民館の指定管理者に上山市東地区公民館運営協議会を、上山市宮生地区公民館の指定管理者に上山市宮生地域づくり協議会を、上山市中川地区公民館及び中川農業者等トレーニングセンターの指定管理者に上山市中川地区公民館運営協議会を、上山市中山地区公民館の指定管理者に上山市中山地区公民館運営協議会を、上山市山元地区公民館、山元体育館及び山元運動広場の指定管理者に上山市山元地区公民館運営協議会を、それぞれ指定するものであります。

なお、指定管理者の選定に当たり、地区公民館という施設の性質と地域等の活力を積極的に活用した管理を行うという観点から非公募とし、それぞれの団体について、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、地域住民で組織する公民館運営協議会等であり、これまでも地域の課題やニーズを的確に捉えた運営がされていることから、指定管理者候補者として選定したとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第7号消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出に関する件について申し上げます。

本件は、令和元年の消費増税以降、日本経済は低迷しており、新型コロナウイルス感染症の拡大が追い打ちをかけ、今後さらなる廃業、倒産を招き、地域の雇用が失われることが懸念されること、また逆進性の高い消費税に頼るので

はなく、応能負担にのっとった税制を確立すべきであることから、住民の暮らし、地域経済、地方自治に深刻な打撃を与える消費税を引き下げのため、消費税5%以下への引下げを求める意見書を国に提出願いたいとして、山形民主商工会上山支部長から提出されたものであります。

委員会では、紹介議員からの説明を受け、慎重に審査を行ったところでありますが、新型コロナウイルスにより経済が一段と冷え込んできているほか、格差社会が深刻化していることから、逆進性の高い消費税は見直すべきであるとの意見に対し、社会保障制度を維持するための貴重な財源であり、消費増税により拡充した社会保障制度についても見直さなければならなくなる懸念もあることから、消費税を引き下げるべきではないなどの意見が出され、起立採決の結果、賛成少数により、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

採決は区分して行います。

初めに、議第69号、議第72号、議第74号、議第75号、議第76号、議第77号、議第78号、議第79号及び議第80号の計9件について採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案9件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第7号について採決いたします。

総務文教常任委員長報告は不採択であります  
が、総務文教常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大沢芳朋議長 起立多数。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
日程第11 議第70号 上山市工場立地法準則条例の制定について外2件

(産業厚生常任委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第11、議第70号から日程第13、議第73号まで計3件を一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子産業厚生常任委員長 登壇〕

○中川とみ子産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案3件について審査いたしました経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議第70号上山市工場立地法準則条例の制定について御報告申し上げます。

本件は、かみのやま温泉インター産業団地における分譲地の有効利用を可能とするため提案されたものであります。

その内容は、工場立地法における国の準則で

は、市の全域を対象に工場の敷地内に設けるべき緑地面積率は20%以上、環境施設面積率は25%以上、重複緑地参入率は25%以下とされているものを、本条例の制定によって、かみのやま温泉インター産業団地では、緑地面積率を10%以上に、環境施設面積率を15%以上に、それぞれ引き下げるとともに、重複緑地参入率を50%以下に引き上げ、立地企業が敷地内に設けるべき緑地や環境施設の面積を国の基準より少なくすることが可能となり、敷地の有効活用や将来の事業拡張時における設備投資がしやすくなるもので、令和3年4月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、敷地内に設けるべき緑地面積率等について、準則条例で定める数値の根拠をただしたところ、企業の誘致活動を行う際に企業側からの敷地の有効活用についてのニーズがあったことなどから、かみのやま温泉インター産業団地周辺の環境や先進自治体の事例などを参考に緑地面積率等の緩和基準を設定したとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号上山市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本件は、諏訪山児童遊園及び中山児童遊園を廃止するため提案されたものであります。

その内容は、諏訪山、中山の両児童遊園ともに、利用児童数が減少していることや、遊具の老朽化が進んでいることなどから、仙石及び中山の両地区と児童遊園の今後について協議を進めてきた結果、諏訪山児童遊園及び中山児童遊園を廃止するもので、公布の日から施行するとの説明であります。

委員会では、現地調査を行うなど慎重に審査

を行った結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第73号上山市浄水センターの指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、上山市浄水センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案されたものであります。

その内容は、上山市浄水センターの指定管理者として水ing AM株式会社東北支店を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間指定するものです。指定管理者の選定に当たっては、選定委員会において、方針、募集要領などを決定し、10月に公募を行ったところ、応募団体は1者のみであり、11月の選定委員会において運営方法等のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施した結果、選定基準を満たしていることから候補者として選定したとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案3件は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

日程第14 議第65号 令和2年度上山市一般会計補正予算（第11号）外3件

（予算特別委員長報告）

○大沢芳朋議長 日程第14、議第65号から日程第17、議第68号までの計4件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一予算特別委員長 登壇〕

○棚井裕一予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案4件について審査いたしました結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じます。

議第65号令和2年度上山市一般会計補正予算（第11号）につきましては、ふるさと納税に係る返礼品の送付等に要する経費や老朽化した小中学校のプール改修に要する経費など、早急に予算措置を必要とするものを中心に編成されたもので、歳入歳出それぞれ4億4,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ189億2,900万円とするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号令和2年度上山市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、

歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億50万円とするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号令和2年度上山市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、職員の人事異動に伴い、収益的支出は増額せずに、議決を経なければ流用できない経費である職員給与費の額を7,691万1,000円とするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第68号令和2年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、職員の人事異動に伴う経費を中心に編成されたもので、収益的収入及び支出にそれぞれ620万円を追加し、収益的収入の予定額を10億2,120万円、収益的支出の予定額を10億1,720万円とするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案4件は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

日程第18 請願第6号の継続審査の申し出について

（閉会中継続審査申出）

○大沢芳朋議長 日程第18、請願第6号の継続審査の申し出についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました請願1件は、所管常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり継続審査の申出があります。

よって、お諮りいたします。

所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第19 議第83号 令和2年度上山市一般会計補正予算（第12号）

（追加議案）

○大沢芳朋議長 日程第19、議第83号令和2年度上山市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第83号令和2年度上山市一般会計補正予

算（第12号）についてであります。国の制度によるひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に必要な経費を計上するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ1,050万円を追加し、予算の総額を189億3,950万円とするものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第83号令和2年度上山市一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度上山市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億3,950万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」について、最初に歳入から申し上げます。

15款国庫支出金は、1,046万円を増額し、補正後の額を47億7,438万1,000円とするものであります。2項国庫補助金の増によるものであります。

19款繰入金は、4万円を増額し、補正後の

額を6億2,462万8,000円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では1,050万円を増額し、補正後の歳入合計を189億3,950万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページを御覧ください。

3款民生費は、1,050万円を増額し、補正後の額を48億1,279万2,000円とするものであります。2項児童福祉費の増によるものであります。

以上の結果、歳出合計では1,050万円を増額し、補正後の歳出合計を189億3,950万円とするものであります。

次に、事項別明細書を御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、1,050万円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）で、国のひとり親世帯臨時特別給付金の給付事業により、給付対象者に対して、1世帯当たり5万円に第2子以降1人につき3万円を加算して既に支給しておりますが、このたび同様の内容で再支給するものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。前に戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

最初に、15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、1,046万円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）の国庫補助金であります母子家庭等対策総合支援事業費補助金を増額計上するものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は、4万円

の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）の事務費の財源とするため、財政調整基金取りくずしを増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○大沢芳朋議長 12番枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第83号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま12番枝松直樹議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第83号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第83号令和2年度上山市一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第83号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
日程第20 議第84号 上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定の一部変更について

（追加議案）

○大沢芳朋議長 日程第20、議第84号上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第84号上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定の一部変更についてであります。自家発電設備の連続運転時間に関する仕様の変更に伴い、日本下水道事業団と締結している委託に関する協定を一部変更する必要があるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○大沢芳朋議長 上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第84号上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定の一部変更についての補足説明を申し上げます。

追加議案書の12ページをお開き願います。

また、議案書と併せてお配りしております議第84号議案資料を御覧願います。

1、協定内容であります。協定名は上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定であります。

協定金額は、1億7,000万円であります。

協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号日本下水道事業団理事長辻原俊博であります。

工期は、令和元年9月5日から令和3年3月26日までであります。

2、変更内容につきましては、国で定めている非常用自家発電機の連続運転時間が延長されたことに伴い、屋外の燃料タンクと配管、非常用自家発電機室の改修工事の追加により、工事費が増額となるため、協定金額を1億7,000万円から1億9,379万4,000円に変更するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○大沢芳朋議長 6番棚井裕一議員。

○6番 棚井裕一議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第84号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま6番棚井裕一議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提

出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第84号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第84号上山市浄水センター自家発電設備更新工事の委託に関する協定の一部変更については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第84号議案は、これに同意することに決しました。

~~~~~  
日程第21 議案第6号 コロナ禍でのいわれのない誹謗中傷や差別をなくし、人権を守ることを目指す決議について
(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第21、議会案第6号コロナ禍でのいわれのない誹謗中傷や差別をなくし、人権を守ることを目指す決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。13番川崎朋巳議員。

〔13番川崎朋巳議員 登壇〕

○13番 川崎朋巳議員 議会案第6号コロナ禍でのいわれのない誹謗中傷や差別をなくし、人権を守ることを目指す決議について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症が再拡大しており、市民は感染拡大の防止に努めながら、社会経済活動と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の両立に懸命に取り組んでいます。

このような状況の中、心ない誹謗中傷や誤った情報の拡散、配慮のない感染経路の詮索などの事例が発生していることは、不当な差別の助長につながり、人権擁護の観点から見ごすわけにはいきません。

新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。今こそ互いを思いやり、共に支え合うことが何よりも大切であり、新型コロナウイルスによってこれまでのつながりを失ってしまうことは何としても避けなければなりません。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷や差別をなくし、人権が守られる社会を目指すため、各位のお手元に配付のとおり決議するものであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○大沢芳朋議長 2番石山正明議員。

○2番 石山正明議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議会案第6号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま2番石山正明議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第6号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第6号コロナ禍でのいわれのない誹謗中傷や差別をなくし、人権を守ることを目指す決議については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決す

ることに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

閉 会

○大沢芳朋議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第506回定例会を閉会いたします。

午前10時46分 閉 会

議 長 大 沢 芳 朋

会議録署名議員 尾 形 みち子

同 上 棚 井 裕 一

同 上 川 口 豊

